

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念・経営戦略

当社は、「感動創造企業」を企業目的とし、世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供することを目指しています。その実現のために、「新しく独創性ある発想・発信」「お客様の喜び・信頼感を得る技術」「洗練された躍動感を表現する魅力あるデザイン」「お客様と生涯にわたり結びつく力」を目指す「ヤマハ発動機らしいモノ創り」に挑戦し続け、人間の論理と感性を織り合わせる技術により、個性的かつ高品質な製品・サービスを提供します。

当社は、こうした「ヤマハ発動機らしさ」が「ヤマハ」ブランドとして様々なステークホルダーの皆様に認識され、生涯にわたって当社の製品・サービスを選んでいただけるよう、努力を続けることが当社の持続的な成長を実現するとともに中長期的な企業価値を高めるものと考えます。

コーポレートガバナンスの考え方

当社取締役会は、将来への成長戦略を確実に実行するため、経営陣の適切なリスクテイクや果敢な意思決定を支援する環境整備を行うとともに、株主・投資家の皆様をはじめとする様々なステークホルダーに対する責任の観点から、経営戦略の実行に伴う課題・リスクについて多面的に把握し適切に監督します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4 政策保有株式】

取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化を目的とし、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、政策保有株式を保有します。当該政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、これを反映した主要な政策保有株式の保有目的、合理性について、取締役会において検証します。検証結果を踏まえ、保有意義が乏しいと判断する銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。

また、議決権については、画一的な基準は設けず、両社の取引関係および中長期的な企業価値向上に望ましい議案であるかを検討した上で行使します。

【原則2-6 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度を採用しています。財務担当の役員および人事総務部の年金運用担当者が運用管理ならびに運用受託機関との対話を行っています。運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みについては、今後の課題として対応を検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社および株主の皆様の利益を害することのないよう、当社が関連当事者間取引、競業取引および利益相反取引を行う場合は、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を取締役会規則、決裁規程等で定め、取締役会で審議し、決議することとしています。取引状況については、取締役会へ報告し、取締役会が監視を行います。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
本報告書の「1-1 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式(監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。)からなり、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、独立社外取締役を中心に構成する指名報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定します。

1. 基本報酬は、各取締役の役位ならびに役割に応じた基本額に対して、能力と責任を反映した加算を行って決定します。

2. 賞与は、業績運動を基本とし、役位、担当業務における成果・貢献度等を反映して決定します。

3. 譲渡制限付株式報酬は、取締役(監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。)を対象に、基本報酬に応じて付与します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、独立社外取締役を中心に構成する指名報酬諮問委員会の定める選任基準および答申を踏まえて、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。

上記方針に基づき指名報酬諮問委員長が提案し、監査等委員である取締役候補者は監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決議します。

取締役の職務の執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合

ならびに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、当該役員の解任に関する株主総会議案の内容ならびに代表取締役および業務執行取締役としての地位の解任について、指名報酬諮問委員会における検討および答申を経た上で、取締役会で決議します。

なお、指名報酬諮問委員会の定める選任基準は下記のとおりです。

1. 当社及びヤマハ発動機グループの経営理念を理解し、行動規範を常に遵守していること。
2. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察性に優れていること。
3. 監査等委員でない取締役候補者は、研究開発、生産、マーケティング、営業、経営管理等の専門分野での高い知見と実績を有し、職務の執行、経営の監督に相応しい資質を備えていること。
4. 監査等委員である取締役候補者は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上は選任されること。
5. 監査等委員でない取締役候補者は、善管注意義務・忠実義務を適切に果たせる資質を備えていること。
6. 監査等委員である取締役候補者は、善管注意義務を適切に果たせる資質を備えていること。
6. 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で職務執行に支障がないこと。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
社内取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知(<https://www.ymrh.co.jp/ir/meeting/>)にて開示しています。
社外取締役および社外監査役候補者の選任理由につきましては、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」における「取締役関係」に記載の通りです。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令および定款に定められた事項、株主総会の決議により授權された事項、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務執行の状況の監督をしています。経営陣である業務執行取締役は、取締役会が定めた職務分掌に従って業務執行にあたります。
当社は、定款において、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員の独立性判断基準については、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」における「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」に記載の通りです。

【原則4-11-1 取締役会の多様性及び規模に関する考え方】

取締役会で迅速かつ機動的な意思決定が行われるよう、取締役を適切な人数で構成し、知識、経験、能力、専門性等のバランスが確保されるように配慮しています。取締役の指名方針・手続については、原則3-1(4)に記載の通りです。

<参考>指名諮報酬委員会の取締役会の構成に関する考え方

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。
2. 社内取締役は、経営の監督が行き届くように構成する。
3. 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する。
4. 監査等委員会は、監査等委員会の独立性確保のため過半数の社外取締役で構成し、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。

【原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

取締役の兼任状況については、有価証券報告書(<https://www.ymrh.co.jp/ir/library/security/>)および株主総会招集通知(<https://www.ymrh.co.jp/ir/meeting/>)等にて毎年開示しています。

【原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価】

当社は、2018年度の実効性評価を実施しました。

1. 評価の方法
取締役および監査役に対して取締役会の実効性に関する質問票を配布し、取締役会にて回答結果に基づき審議しました。
2. 評価結果の概要
取締役会は、取締役会全体としての実効性は総じて確保されていると評価しました。
一方で、議題の選定や業務執行への権限委譲に改善の余地があるとの認識を共有しました。
3. 今後の対応
今回の評価結果を踏まえ、重要な課題に関する議論の機会をさらに充実させ、監督機能の向上に努めます。

【原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

取締役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を与えるべく、必要に応じて、会社の費用負担により、取締役の研修参加を進める方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は以下の通りです。

1. 当社ディスクロージャーポリシーに基づき、有用な情報開示に努めます。
2. 取締役会より任命された担当役員が、対話を補助する管理部門を統括するとともに、各部の連携強化を指揮します。
3. 年2回の決算説明会や個別面談を行い、そこで得た意見等は、社長または担当役員より取締役会に随時フィードバックします。
4. 担当役員が情報管理統括責任者として重要な内部情報を管理します。また、各四半期決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間と定め、決算に関する質問等に対する回答を原則控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤマハ発動機株式会社	26,178,100	59.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,091,600	2.46
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	900,400	2.02
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	815,868	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	627,700	1.41
新川取引先持株会	624,070	1.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	569,500	1.28
株式会社アイ・アンド・イー	499,399	1.12
東京きらぼしリース株式会社	405,437	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	298,200	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ヤマハ発動機株式会社 (上場:東京) (コード) 7272

補足説明 **更新**

1. 上記の【大株主の状況】は、2019年6月30日現在のものです。上記のほか、当社が保有する自己株式1,858,901株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社であるヤマハ発動機株式会社及び同社の他の子会社(以下「親会社グループ」といいます。)と取引を行う場合の取引内容及び条件に関するルール等を定める方針です。

当該ルール等を踏まえ、当社や少数株主の利益を害することのないよう、当社取締役会にて、重要な取引の承認、及び定期的な取引実績の報告を通じてその妥当性を監督し利益相反状況を管理してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

当社の親会社であるヤマハ発動機株式会社は、当社の議決権を59.03%所有しており、大株主としての権利行使を通じて、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にありますが、当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定にあたっては、親会社グループから一定の独立性を確保し、当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社や少数株主の利益を害することはないと判断しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川上 雄一	他の会社の出身者											
伊藤 宏	他の会社の出身者											
吉野 正己	他の会社の出身者											
三矢 麻理子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川上 雄一		○	――	半導体産業における豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。 また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念はないと判断できることから、独立役員として指定しています。
伊藤 宏	○		――	経営管理・内部統制全般に関する豊富な知識と高い専門性に基づく視点を期待し、選任しています。

吉野 正己	○	○	——	弁護士としての高い専門的見識に基づく視点を期待し、選任しています。 また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念はないと判断できることから、独立役員として指定しています。
三矢 麻理子	○	○	——	公認会計士としての高い専門的見識に基づく視点を期待し、選任しています。 また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念はないと判断できることから、独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部統制基本方針において、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ使用人を配置することとしており、現時点では配置しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査結果報告の受領と協議を行っています。また、会計監査人および内部監査部門とは、必要の都度、相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、独立社外取締役を中心に構成する指名報酬諮問委員会を設置しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法に基づく社外役員の独立性判断基準を下記のとおり定め、いずれかに該当する社外役員で、一般株主と利益相反が生じる恐れがあると認められる者は独立性を有しないものと判断します。

1. 現在および過去において新川グループの業務執行者である者
(業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員または使用人等をいう。以下同じ。)
2. 新川グループの主要な取引先(※)とする者またはその業務執行者
※「主要な取引先」とは、以下に該当する者をいう
・その者の直前事業年度連結売上高の5%以上を新川グループが占める
・当社の直前事業年度連結売上高の5%以上を占める
・当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関
3. 新川グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※)を得ている
コンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
※「多額の金銭その他の財産」とは、その者の直前事業年度連結売上高の5%または1千万円のいずれか高い方の額を超えることをいう
4. 当社の主要株主(※)またはその業務執行者
※「主要株主」とは総議決権の10%超の議決権を保有している者
5. 当社が総議決権の10%超の議決権を保有する企業等の業務執行者
6. 新川グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある企業等の業務執行者
7. 新川グループから年間1千万円を超える寄付を受けた法人・団体等の業務執行者
8. 上記2～7について現事業年度を含む過去5年間に於いて該当していた者
9. 上記1～8に該当する者が重要な者(※)である場合には、その者の配偶者または2親等内の親族にあたる者
※「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、上記3の場合は公認会計士または弁護士等をいう

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

1. 業績連動報酬制度
基本報酬のほかに、単年度の連結業績および業績への各人の貢献度などを勘案して変動する賞与を支給します。
2. 譲渡制限付株式報酬制度
2019年4月26日開催の臨時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。)を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(年額70百万円以内)を導入することが承認されました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役、監査役別に、支給人員および支給総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬、賞および譲渡制限付株式（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）からなり、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、独立社外取締役を中心に構成する指名報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定します。

1. 基本報酬は、各取締役の役位ならびに役割に応じた基本額に対して、能力と責任を反映した加算を行って決定します。
2. 賞与は、業績連動を基本とし、役位、担当業務における成果・貢献度等を反映して決定します。
3. 譲渡制限付株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象に、基本報酬に応じて付与します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の求めに応じて、担当部門より情報提供を適宜行っています。

また、監査等委員会がその職務を補助する社員を求める場合には、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ社員を配置することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

取締役会は、毎月1回の定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事案の審議・決定、業務執行状況の監督をしています。さらに、取締役会以外の機関として、各機能ごとのグループ専門委員会を組織、開催しており、重要事項の討議および情報の共有化を行っています。

内部監査は、その組織として社長直轄の監査室を設置しており、3名の専任スタッフが内部監査に従事しています。監査室は、年間監査計画等に基づいて、監査等委員会と連携し業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、監査結果を社長および取締役会に報告するとともに、内部統制部門その他社内組織に助言・勧告を行います。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を社長および監査等委員会を含む取締役会に報告します。

監査等委員会は、監査の方針、監査計画を定めるほか、重要な監査業務に関する事項について協議しています。また、取締役会その他重要な会議への出席、代表取締役との意見交換、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧および当社の業務・財産の状況調査を行い、取締役の経営判断および業務執行の適法性・妥当性をチェックするとともに、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けています。さらに、監査において不備が発見された場合は、内部統制部門と情報共有を行い、改善を図っています。

なお、取締役会は、管理、営業、技術、生産部門のいずれかの実務経験者ならびに当社以外の経験者で構成されています。

監査等委員である取締役には、公認会計士資格を有する者が1名、弁護士資格を有する者が1名選任されています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下の観点から、経営に対する監督・監査機能を十分に果たし得ると考え、現体制を採用しています。

1. 社内取締役の中に当社以外で豊富な経験を有する者がおり、経営に多様な視点を取り入れている。
2. 経営陣から独立した立場にある社外取締役を選任し、経営の監督機能強化および透明性向上を図っている。
3. 監査役会を社外監査役で構成し、中立的、客観的な監視機能を整えている。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に先立ち、株式会社東京証券取引所のTDnetおよび当社ウェブサイト (https://www.ymrh.co.jp/ir/meeting/) において早期掲載しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株式会社東京証券取引所のTDnetおよび当社ウェブサイト (https://www.shinkawa.com/en/ir/meeting/) に英文の招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定めて、当社ウェブサイト等で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	年2回(第2四半期決算、本決算終了後)、証券アナリスト向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://www.ymrh.co.jp/ir/library/)上に、決算短信、四半期決算短信、その他適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、アニュアルレポート、中間報告書、決算説明会資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR活動を担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	倫理行動規範において定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR基本方針、生物多様性基本取り組み姿勢を遵守します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおり決議しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会・監査等委員会
取締役会は、取締役の職務の執行を監督し、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法行為等の阻止に取り組む。監査等委員会は、監査等委員会の定める監査基準、監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
 - (2) コンプライアンス
社長を委員長とし、法務部門を事務局と定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。法令及び社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、これを盛り込んだコンプライアンス・マニュアルを全役職員へ配布し、当該体制の浸透を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス基本規程を制定し、社長が全社的なコンプライアンスの推進を統括するとともに、人事部門が中心となって社員教育等を行う。
 - (3) 内部通報制度
法令、定款及び社会規範上疑義のある行為等の抑止、早期発見ならびに拡大阻止を図るため、当社グループの取締役及び社員が直接情報提供を行う内部通報窓口を社内及び社外に設置する。なお、社内の通報先としては、当社の法務部門及び各事業会社の人事部門等とする。社外の通報先としては、社外の第三者機関を活用する。また、当該制度について、当社グループの取締役及び社員に対して周知するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
 - (4) 内部監査
社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセスや内部統制の状況等を監査する。内部監査部門は、監査等委員会と連携し、不正の防止とプロセスの改善に努める。内部監査の結果については、社長及び取締役会に報告する。
 - (5) 財務報告の適正性確保のための体制整備
財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。
 - (6) 反社会的勢力への対応について
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、組織全体として排除に向けた対応を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を含め、機密情報については、必要な社内規程等を整備・運用することで、適切に作成、保存、管理する。
 - (2) 重要な会社情報を適時かつ適切に開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営企画部門が組織横断的にリスク状況の監視及び全社的対応を実施する。また、個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部門がリスク低減活動に取り組む。リスク管理活動の推進を図るため、リスク管理規程を制定し、経営企画部門が統括する。
 - (2) 当社グループに重大な影響を及ぼす重要事項については、取締役会やリスク・コンプライアンス委員会等において、十分に議論的確かかつ迅速に対応する。
 - (3) 事業年度ごとに当社グループの事業等のリスクを抽出し、リスクの極小化に努める。
 - (4) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置するなど、危機対応のための規程や組織を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程において各役職者の責任と権限を明確に定め、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。
 - (2) 取締役会決議事項のうち、当社グループ横断的な判断が必要な事項については、事前に専門委員会等において十分な審議を行う。
 - (3) 各部門が実施すべき具体的な目標を定め、取締役会は定期的にその進捗結果をレビューすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 国内子会社には、原則として取締役会を設置し、海外子会社については、現地の法令に従い、適切な機関設計を行う。
 - (2) コンプライアンス及びリスク管理については、当社担当部門の活動対象をグループ全体とする。各子会社において、コンプライアンスに関する体制を整備し、当該子会社が各役職員に対しこれらの教育を行う。
 - (3) 当社の関係会社管理規程にて子会社・関係会社の管理体制を定めるとともに、当社の内部監査部門にて適時に子会社の業務執行状況を監査する。
 - (4) 当社は、子会社に対して経営数値やその他の重要な情報等について定期的な報告を義務付け、当社の取締役会や専門委員会等を通じて情報を共有し、必要に応じて主管部門が確認・指導する。また、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、子会社に業務執行状況及び財務状況を定期的に報告することを求める。
 - (5) グループ全体の内部統制を担当する部署は経営企画部門とし、グループ全体の内部統制の実効性及び職務執行の効率性を高めるため、必要な指導・支援を実施する。
 - (6) 内部通報制度については、グループ全体に適用する。
6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人が必要な場合には、監査等委員会の求めに応じて、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ使用人を配置する。
 - (2) 当該使用人は監査等委員の職務を補助する限りにおいて、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の

同意を必要とする。また、その人事評価については監査等委員会の意見を踏まえ行う。

7. 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、職務の執行に関して不正行為及び法令・定款に違反する事実ならびに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。
 - (2) 内部通報制度を整備し、当社グループ内で発生しているまたは発生が予見される違法行為等についての情報収集に努める。
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員から業務執行に関する事項の報告または資料の提出を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないこととする。
 - (4) 監査等委員は、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
 - (5) 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を社内規程で定めるとともに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員及び委員会の職務について生じる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - (2) 各監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会による監査の実効性を確保するため、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保及び財務報告の適正性確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役を選任するとともに、監査等委員の監査環境の整備を図る。
 - (2) 監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができることとする。また、監査等委員は内部監査に立会うことができる他、必要があると認めるときは、内部監査部門に追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができることとする。
 - (3) 取締役及び使用人ならびに各子会社の役職員は、企業グループとして効果的な監査業務が円滑に遂行できるよう監査活動に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 行動規範の整備状況

当社グループの構成員が法令や社会規範等に則った行動をするために共有すべき価値観、行動原則を定めた「新川グループ行動規範」において、反社会的勢力に対する当社の基本的な考え方を明文化し、当社役員および社員に周知徹底しています。

(2) 社内体制の整備状況

反社会的勢力への対応は人事総務部が統括部門となり、行政機関や外部専門機関と連携し、情報収集を行っています。人事総務部および顧問弁護士を受付窓口としたヘルプライン窓口を設置し、社員が反社会的勢力への対応に関して相談・情報提供できる体制を構築しています。

反社会的勢力への対応を統括する人事総務部の各担当者に対し、外部専門機関より入手した情報に基づいた研修を行っています。また、人事総務部の各担当者は、必要に応じて反社会的勢力への対応に関する社内教育を実施します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 当社のディスクロージャーに対する考え方

当社は、以下に定めるディスクロージャーポリシーに従い、東京証券取引所の定める適時開示規則に沿ってディスクロージャーを行っています。適時開示規則に該当しない情報についても、当社が投資家をはじめとする各ステークホルダーの皆様にとって有用であると判断した場合は、速やかに開示することとしています。

当社ディスクロージャーポリシー

(1) ディスクロージャーの基準

当社では、東京証券取引所の定める適時開示規則に沿ってディスクロージャーを行っています。投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合、東京証券取引所から照会があった場合、既に開示した重要な会社情報の内容について重大な変更、中止等が行われた場合に適時開示を行っております。また、当社では、会社説明会での発表内容等、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の需要に応えるべくできるだけ積極的かつ公平に開示する方針を持っております。

(2) 情報の開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、同取引所の提供する適時開示情報開示システム(TDnet)にて公開しています。TDnetにて公開した情報は、自社ホームページに速やかに掲載することとしています。また、適時開示規則に該当しない情報においても、投資家の皆様の損益に関わる事項に関しては、適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に情報が一般の投資家に伝達されるよう配慮を行っております。

2. 情報の集約

重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて、決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も、社内規程(内部情報および内部者取引管理規程)に従い、経営企画部が、情報管理責任部署として、情報を集約し、一元管理する体制を取っています。

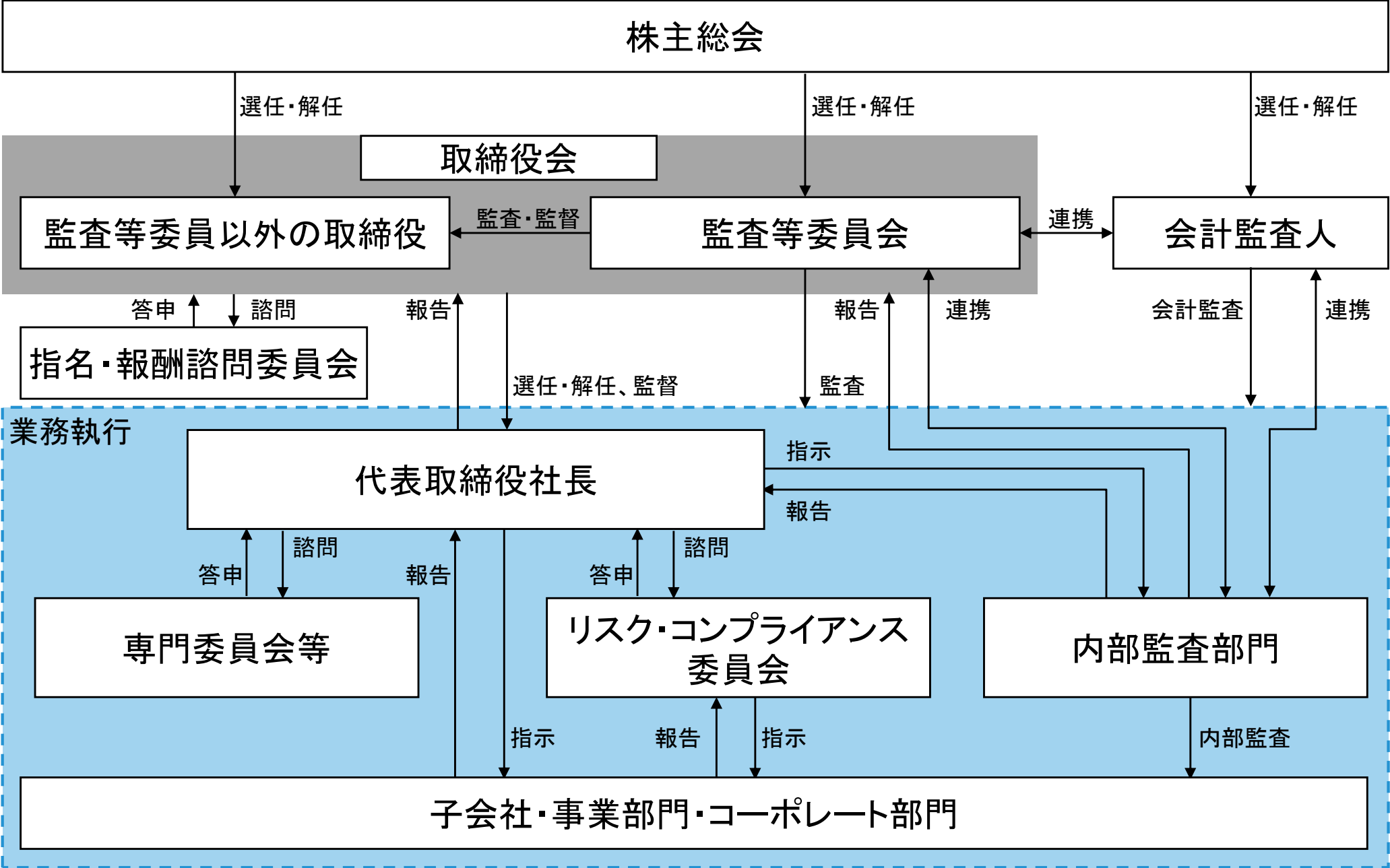
3. 情報の適時適切な開示

経営企画部は、重要な会社情報について、経理財務部、人事総務部、その他関係部署と協議を行い、情報管理統括責任者である管理部門担当役員が、適時開示情報に該当するか否かの判断を東京証券取引所の有価証券上場規程に従って行います。適時開示情報に該当する場合には、その公表の内容、時期および方法について決定し、取締役会の承認を得て、速やかに開示します。

4. 適時開示体制のモニタリング

社長直轄の監査室は、適時開示体制を対象としたモニタリングを定期的に実施しています。また、監査結果は社長および監査等委員会に報告されます。

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制の概要（模式図）

